

小郡市監査委員公表第19号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和2年12月21日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和2年12月25日

小郡市監査委員 原 田 裕 子
小郡市監査委員 井 上 勝 彦

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第15号（令和2年10月19日付 保育所・幼稚園課）分
・・・・・・・・ 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第15号（令和2年10月19日付 保育所・幼稚園課）分

	監査の結果	措置の状況
1	<p>指摘事項（1）支出事務について適正な事務処理を求めるもの</p> <p>三国保育所で令和2年6月4日に購入している掃除機について、6月5日に支出負担行為兼命令書を起票した事績はあるが、10月6日現在で業者への支払いがなされていない。</p> <p>支払期限は、請求者から適法な請求書を受けた日から工事代については40日、その他給付に対する対価に対しては30日（補助金、負担金、支払期限が別途記載されている場合を除く）とされている。法令等に則り、適正な事務処理を行われない。</p>	<p>三国保育所で令和2年6月4日に購入している掃除機について、支払い事務の未処理により遅延日数111日が発生した為、掃除機代金29,800円と遅延利息金200円を10月22日指定口座に振り込み支払いを済ませた。</p> <p>今後、適正な事務処理を行うように、事務処理のシステムを見直す。</p>